

(令和2年8月21日)

学校園における新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル（増補版）

市町村立学校園版

大阪府教育庁



©2014 大阪府もずやん

本マニュアル（増補版）は、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver. 3」に基づき、大阪府教育庁として作成いたしました。

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（令和2年5月28日 Ver. 1）に記載している内容で、必要な箇所のみ、加筆修正を加えたものを示しております。

これまでのマニュアルと併せて参考にいただき、各市町村、学校園において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

増補版の主な改訂箇所

- ①学校施設の清掃、消毒に関する新たな内容を追加・修正
- ②気温・湿度や暑さ指数が高い場合のマスクの取扱いを追加
- ③医療的ケアを必要とする児童生徒等の配慮を修正
- ④「偏見や差別・いじめへの対応」に関する別添資料を追加
- ⑤具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について修正
- ⑥部活動に関する別添資料を追加

大阪府教育庁

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

2. 基本的な感染症対策の実施

(2) 感染経路を絶つこと

③清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れるようにしましょう。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、手すり、スイッチなど）は1日に1回、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導すること。
- ・床や机、いすについては、通常の清掃活動の範囲で対応すること。
(特別な消毒作業の必要はない)
- ・洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃すること。
(特別な消毒作業の必要はない)
- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。(「(参考) 消毒

の方法及び主な留意事項について」を参照すること。)

上記に加えて、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教職員ではなく、外部人材の活用や業務委託を行うことによって、各学校の教職員の負担軽減を図ることも重要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によるウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

2) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、**0.05%**の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用すること。それぞれ経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、必要に応じて学校薬剤師等と連携すること。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響の恐れがあることから推奨されていないことに留意すること。
- ・消毒作業中に目・鼻・口・傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、保健所の指示のもと、必要に応じて学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はありません。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは**0.05%**の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒を行います。（なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは**0.1%**の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。）

- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。
- ・物の表面についてウイルスの生存時間は、付着した物の種類によって異なりますが、**24時間～72時間**くらいと言われており、消毒できない箇所は生存時間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。
- ・消毒は「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」等を参考に行うこと。

3. 集団感染のリスクへの対応

(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられます。



ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

○十分な身体的距離が確保できる場合。

○活動を行う場所の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症などの健康被害が発生するリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照。

また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。

(参考)正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)の中には、呼吸の障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について(令和2年6月19日付け事務連絡)」を参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_tokubetu02-000007449_02.pdf

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、支援学級等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられないこともあることから、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

なお、障がいのある児童生徒等への指導等を行う際の考え方については、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組(令和2年6月19日版)」や別添資料7「新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における教育活動の再開についての留意事項(抜粋)」を参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

7. 登下校

登下校時には、前項の「休み時間」と同様に、児童生徒等のみで行動する状況が想定されることから、基本的な感染予防策を行うよう指導するとともに、「3つの密」を避ける以下のような工夫を行うことが重要となります。

- 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導。
- 校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校時刻をクラス(グループ)ごとにずらすなどの工夫。
- 夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。このため、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時に、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにする。
- 自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい児童生徒等の場合は、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うとともに、マスクを外した場合は、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導を行う。
- 公共交通機関を利用する場合は、「マスクの着用」、「乗車中の会話は慎む」といった飛沫感染対策を行うほか、「降車後は速やかに手を洗う」、「顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う」といった接触感染対策を行うなど、基本的な感染対策の徹底。
- 何らかの事情により保護者等が送迎を行う場合、保護者の付添いは必要最小限とし、校舎内や教室内まで付き添うことは控えるよう依頼します。教室内まで行く場合には、マスクの着用、手指消毒を徹底します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

放課後等デイサービスを利用する児童生徒については、その送迎車両への引き渡し時において、事業者等とも十分に連携を図りながら、「3つの密」が生じないような工夫をすることが必要です。

第4章 感染が広がった場合における対応について

1. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

《出席停止期間の基準》

- ・感染者…「新型コロナウイルス感染症が治癒するまで」
※ 治癒の判断や、自宅待機の実施等については、保健所又は医師の指示のもと行われます。
- ・濃厚接触者…「感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間」

③保健所の指示による校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、保健所の指示のもと、必要に応じて学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はありません。

当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒を行います。(なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。)

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。

物の表面についてのウイルスの生存時間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存時間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

※ 本マニュアルの「第2章2節(2)③清掃・消毒」を参照。また「(参考)消毒の方法及び主な留意事項について」等を参考に行うこと。

※ 感染者が長期間、学校に登校(勤務)していないことが明らかな場合など、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低いと保健所が判断した場合には、消毒を行うよう保健所から指示が出されないことがあります。